

## I 事前協議

尼崎市公営企業局下水道部下水道建設課 排水設備担当

### 1. 事前協議申請書に添付する排水計画図の作成について（基本事項）

#### (1) 既設樹の確認

申請地の現地調査を行い、接続樹の有無と位置及び管径の確認をして下さい。既設の接続樹を利用する場合には、その旨が解かるよう図面に明記し周囲が確認できる写真も添付して下さい。新設で接続樹を設置する場合には、その旨が解かるよう図面へ表示願います。

#### (2) 排除方式の確認

申請地の排除方式が合流式又は分流式か確認し、排水計画図に反映して下さい。

#### (3) 取付管径の確認

下記表の通り、申請地の敷地面積に応じて取付管径を計画し、排水計画図に表示して下さい。

敷地面積	取付管径
600m <sup>2</sup> 未満	φ150
600m <sup>2</sup> 以上1500m <sup>2</sup> 未満	φ200
1500m <sup>2</sup> 以上	別途協議

※雑排水量が多い工場などの建物を建築する場合などは、別途窓口で相談して下さい。

### 2. 事前協議申請書に添付する排水計画図の作成にあたって（その他事項）

事前協議申請書には、排水計画図の添付を要しますが、申請の内容によっては、それ以外の書類を求めることがあります。

#### (1) 位置指定道路を計画している場合

全体計画を踏まえて位置指定道路に付随する申請地の全体計画図を添付して下さい。全体計画を踏まえて、事前協議を行って下さい。

#### (2) φ250mm以上の取付管を新設する場合

接続樹と下水道本管の割り込み箇所はそれぞれ1号人孔以上を設置するよう、排水計画して下さい。

#### (3) 申請地の既設接続樹が建築基準法上の道路扱いになる土地に残る場合

該当する接続樹は、撤去又は敷地内へ移設することとなるので、排水計画図に明記して下さい。

#### (4) ごみ集積施設を計画する場合

ごみ集積施設等からの排水は汚水として排水し、防臭（トラップ）器具等を設置するようにして下さい。

#### (5) 隣地の既設接続樹を共同使用している場合

接続樹は1宅地1戸1箇所を原則とするため、申請地内に接続樹を新設するよう計画して下さい。

#### (6) 連なった分筆地で土地権利者が同一の場合

接続樹は1宅地1戸1箇所を原則とするため、各戸へ接続樹を設置するよう計画して下さい。

#### (7) 申請地の排除方式が分流式である場合

雨水を側溝または水路等へ接続する箇所は、できる限り宅地内1箇所にまとめて排水するよう計画して下さい。

#### (8) 接続樹の取付管の設置間隔について

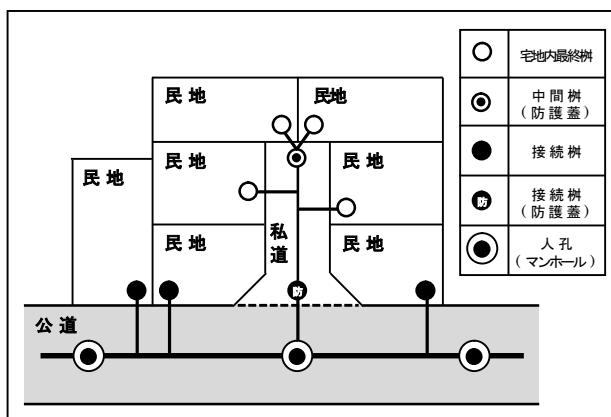
取付管の設置間隔は、本管保護の観点から支管の中心間の距離を1m以上離した位置となるようにして下さい。

#### (9) 接続樹の蓋の高さについて

接続樹の蓋は、常時、蓋を開けて点検できるようにしておく必要があることから上部及び周囲の空間を確保し、かつ、原則として道路面または宅地の表層面と同じ高さとして下さい。

#### (10) 接続樹の蓋について

公道に接道している民地（私道を含む）内の接続樹（人孔を除く）に尼崎市指定の「接続樹」文言入りの蓋を使用するよう計画し、排水計画図に図示して下さい。但し、私道にも下水道本管が布設されている場合があるので、事前に窓口で調査及び相談して下さい。



### (11) 防護蓋の設置について

車両が通行する場所に接続枠等を設置する場合、防護蓋で計画し排水計画図に図示して下さい。蓋の種類については下表のとおりとします。

蓋の種類	適用ます径	適用
FCD 製 T 2 5 (防護蓋・内蓋あり)	内径 200mm 及び 内径 300mm	大型車両が通行する箇所で国道や県道等、交通量の多い箇所に設置します
FCD 製 T 1 4 (防護蓋・内蓋あり)	内径 200mm 及び 内径 300mm	大型車両が通行しない箇所で集合住宅の駐車場出入口など、頻繁に車両の通行がある箇所に設置します
FCD 製 T 8 (防護蓋・内蓋あり)	内径 200mm 及び 内径 300mm	大型車両の通行がない箇所で集合住宅の駐車場出入口などに設置します
FCD 製 T 2	内径 200mm 及び 内径 300mm	宅地内で車両の通行が少ない箇所に設置します

※1号組立マンホール蓋についてはT25（又はT14）を標準とします。

### 3. 事前協議回答書について

回答書に記載している内容を確認し、要協議であれば窓口へ相談して下さい。申請地に排水設備を設置する場合、支障なし、要協議に関わらず排水設備工事計画確認申請書の提出が必要です。申請地の接続枠を新設、撤去、移設等する場合は制限行為の許可申請が必要となります。事前協議の内容がそれら申請書に反映されるよう、工事業者及び下水道排水設備指定工事店に必ず伝達し、図面提供等するようにして下さい。各申請の詳細については「Ⅱ 制限行為の許可申請」、「Ⅲ 排水設備工事計画確認申請」を参照下さい。

#### (1) 雨水浸透施設設置届について

個人専用住宅を除く300m<sup>2</sup>を超える開発行為の場合は、雨水浸透施設設置届を提出する必要がありますので、速やかに提出して下さい。

#### (2) 地下式構造に関する誓約書の提出について

申請地に地下式構造物がある場合に提出する必要があります。

#### (3) ディスポーザ排水処理システム設置届の提出について

申請地にディスポーザ排水処理システムを設置する場合に提出する必要があります。

#### **4. その他注意事項**

- ・事前協議の対象とならない開発行為で、排水設備を設ける場合は「排水設備工事計画（事前）確認申請書」を提出して下さい。
- ・都市計画法に基づく完了検査については、日程調整等、早めに打合せするようにして下さい。
- ・事前協議で整った内容については、下水道排水設備指定工事店へ必ず伝達して下さい。

#### **5. 連絡先等**

事前協議の回答内容でお尋ねしたいことや申請した計画内容の変更、相談等あれば詳細な資料を持参し窓口までご相談下さい。

(連絡先：尼崎市公営企業局下水道部下水道建設課 排水設備担当 〒06-6489-7410)